



げくうほうのういち

外宮奉納市 参加要項

伊勢商工会議所

【 外宮奉納市について 】

外宮奉納市は、過去 1 年以内に、伊勢商工会議所の主催する『外宮奉納』に参加された方のための市となります（年に 4 回程度、それぞれ 2 日間開催）。※応募多数の場合は、当所委員会で出店者を選考させていただきます。

外宮奉納の際、推薦を受けた最寄りの商工会議所・商工会を通じて、「外宮奉納市」エントリーシートを取寄せて、必要事項をご記入の上、先の所属団体に提出してください。

外宮奉納市では原則として、奉納した品等を奉納事業所自身で販売して頂いております。但し、自社製造の食品であれば（PB ブランド可）、事前にエントリーシートにて申請し、伊勢商工会議所内の委員会の許可を受けて販売することができます。奉納市に出品する商品は、奉納品同様、コピー商品など他社の利益を害する物はお断りいたします。法令を遵守し、正直を推奨する『外宮奉納』参加者として品位を損ねることのないよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、外宮奉納ブランドを守り、他奉納事業所の権利を守るため、奉納・奉納市に参加後であっても、上記に外れると判断された事業所については、査問委員会に諮り、奉納者リストより除名させて頂くことがある旨、予めご理解ください。



【 奉納証ラベルについて 】

伊勢商工会議所を通じて、伊勢神宮に奉納されたことを確かに見届けたという証として、伊勢商工会議所が発行しております。神前で「正直なものづくり」を誓う今奉納ですが、神様に誓うということは、実は自分自身に誓うということに他なりません。御鏡は神宮のご神宝の一つでもあることから、このデザインを採用しました。ラベルは 10 円玉と 500 円玉ほどの大きさの大小 2 種類で耐水加工シールとなっております。

奉納年の入ったラベルをお買い求めください。現在、包装紙やパンフレットへの印刷への対応を検討中ですが、ご案内するまで、今しばらくお待ちください。



奉納証ラベル発行を希望される方は、参加申込書内で申請してください。追加注文については、別途注文票をご用意しておりますので、お問い合わせください。大小 1 枚 5 円となります。尚、このラベルの貼付は奉納された品のみ有効です。

- 奉納証ラベルは伊勢商工会議所の許可なく無断転写することを固く禁じます。
- 奉納証ラベルの価格@ 5 円は暫定価格です。（新料金体系を検討中）

(1) 外宮奉納市諸費用について

市の出店料は、1 ブース（テント半張）22,000 円（2 日間）となります。市の出店料内訳は、テント・長机②・椅子②・白布①などの備品使用料と道路使用許可申請料・事務手数料・広報費用・などです。

初回出店の際は、“外宮奉納市”と焼印した看板を、貴社の屋号入でご用意致します。

奉納市出店料が初回時は 30,000 円(2 日間)となり、2 回目以降は 22,000 円(2 日間)になります。

外宮奉納市での服装は原則自由ですが、節度ある服装にて接客願います。奉納半被のレンタルをご希望される場合は、オプションにてご用意しております。

【 費用一覧 】

外宮奉納市	出店料(2日間) ※初回時のみ	30,000 円	テント、販売台、椅子等の設営とレンタル料、看板代、広報費用、道路使用許可申請料、事務手数料等を含む（必須） ※1 テント 1.5 間×3 間の半張（1.5 間×1.5 間）が 1 ブース。
	出店料(2日間) ※2 回目以降	22,000 円	テント、販売台、椅子等の設営とレンタル料、広報費用、道路使用許可申請料、事務手数料等を含む(必須)
	＜オプション＞		
	営業許可申請料 ※飲食物(現場調理)提供の場合	2,000 円	事前に伊勢保健所への営業許可申請が必要となります。当所が代行して申請手続きを行いますので、詳細はお問合せください。 ※伊勢保健所管内の事業所は各自申請をお願いします。
	電気配線工事 負担代	3,000 円 又は 10,000 円	電気を使用する場合、ご負担下さい。 10A 未満…3,000 円 例) ストウ付、小型冷蔵庫等 10A 以上…10,000 円 例) 冷蔵ショーケース、湯沸かしポット等
	半被レンタル	500 円	オリジナル半被レンタル料（クリーニング代）自社手配でも可。 奉納行列に参列される方は礼服の上に、ご着用ください。



▲外宮奉納市オリジナルテント



▲屋号看板



▲奉納半被

(2) テントの使用とレイアウトについて

1 ブースは、半テント（1.5 間×1.5 間）となります。1 テント= 2 ブースを、複数の出店者での使用も可能です。（これまで 1 テント内に 3 社入られた実績があります）

1 ブースにつき、長机 2 本・パイプ椅子 2 脚・テーブルクロス 1 枚がセットとなっています。

市の出店場所については、諸条件（電源等）を考慮の上、当方で決定し、半月前にお知らせします。

(3) 市の準備と片付けについて

< 前 日 >

前日午後3時に会場の準備が整います。但し、前日からの備品の管理は自己責任となります。夕方から翌朝まで、テントの足は折りますのでご注意ください。販売商品の事前送付はご遠慮願います。

< 初 日 >

初日の市の設営は、午前8時以降にお願いします。奉納を同日にされる事業所様は、必ず市の準備を行う専用スタッフ1名以上の手配をお願いします。※外宮奉納終了時間が奉納市の開始時間（10：00）前後になることがあります。（サポートボランティアは準備していますが、ご指示頂く方が必要となります）

販売商品を現地にお送り頂く場合は、当日8時以降着の時間指定の上、下記の住所にお願いします。

- 〒516-0074 三重県伊勢市本町 14-6 外宮前バス停広場 外宮奉納市会場 (+貴社名)
※電話番号欄には貴社ご担当者様のお名前と、現地で連絡が取れる方の携帯電話の番号をご記入ください。

商品の追加発注をされる際も、上記の住所宛でお願いします。

夕方は、長机の足を折り、その上に畳んだパイプ椅子と白布を置いてください。スタッフがテントの足を折り、翌日午前7時まで警備員1名を手配します。

※2回目以降、奉納市に参加される事業所様は必ず屋号看板をお持ちください。

※備品・商品を入れたままにする場合は自己責任でお願いします。

< 2 日 目 >

2日目も、午前8時より準備して頂けるようにテントを設営します。市終了後に備品や残りの商品等を送る場合は、2日目16：00に下記宅配業者を手配しておりますのでご利用下さい。

- 佐川急便 伊勢店 TEL:0596-20-8599

(4) 電気製品使用許可申請について

外宮参道での電気使用量に限りがあります。フライヤーなど電気でもガスでも対応できるものにつきましては、できる限りガスでの対応をお願いします（電気使用量の軽減にご協力ください）。なお、どんな小さな物でも、申込書にて事前に申告をお願いします。当日、申告以上の電気容量を使用されてブレーカーが落ちた場合、他店にも迷惑をかけることとなりますので、絶対に使用しないでください。（それにより他店に損害が出た場合、相応の保証をお願いすることもございます。）また、必要なレンタル品（調理器具、TVモニター、プロパンガスなど）の手配は可能な限り対応させていただきますので、1か月前までにご相談ください。フライヤーをご使用される場合は床の養生をお願い致します。

(5) スタンプラリー抽選会について

外宮奉納市では、奉納事業所の PR と外宮奉納市の中でお客様の回遊とお買い周りを促進するため、スタンプラリー抽選会を企画しております。近隣地区への新聞折込チラシ配布も含めて、80,000 枚印刷予定のチラシ裏面に、スタンプラリー台紙を印刷しております。

つきましては、大当たりとして貴社の商品をご提供頂きたくお願い申し上げます。市は2日間開催予定で、毎回約 2,000 名以上のお客様が抽選に参加される企画となります。提供商品の金額や個数は、各事業所にお任せしておりますが、差支えなければ2日分ご提供頂ければ幸甚に存じます。伊勢商工会議所からは、小当たりとして外宮奉納市オリジナル景品（現在検討中）と、末賞のポケットティッシュを準備しております。商品のご提供は、申込書の指定の記入欄にご記入ください。

抽選会景品は、①奉納もされる事業者の方々は、奉納品を前日着で伊勢市観光協会まで郵送される際に同梱ください、②市のみ参加の事業者の方々は、当日、抽選会場にお預けください。

冷蔵・冷凍品に関しましては、当選されたお客様の三角くじと引き換えに景品を貴社ブースにて、お渡しさせていただきますようお願いいたします。

< スタンプラリーのルール >



外宮奉納市当日、貴社のブースにスタンプとチラシとマニュアルをお預けします。1店舗につき、お買い物金額 **300 円以上**で、**1つスタンプを押印**。3店舗でお買い物スタンプを集めると抽選会に参加することができます。

抽選会場は外宮奉納市会場内にあり、ガラポン機を回して当たり玉が出た方には、更に三角くじを引いていただきます。

事前記者発表の際、ご提供いただく商品のリスト添付の他、当日場内放送にて各社のご案内をさせていただきます。

2. エントリー手順

(1) 「外宮奉納市 参加要項」、外宮奉納市 HP に目を通して内容を知る。

<外宮奉納市HP> <http://www.ise-cci.or.jp/hounouichi/>

(2) 伊勢商工会議所に問い合わせる。

出店ブース数に限りがあります。応募者多数の場合は抽選となりますので、ご了承下さい。

(3) 伊勢商工会議所よりエントリーシートを取り寄せて、必要事項を記入し提出。

(4) 伊勢商工会議所内の委員会において選考後、連絡。

※外宮奉納市のみ出店の場合、所属団体の推薦は不要です。直接、伊勢商工会議所までお申込み下さい。

【 外宮奉納市エントリーシートの書き方 】

Page 1/024.00

**平成 26 年度 伊勢神宮「外宮奉納」及び「外宮奉納市」
エントリーシート**

※ エントリー項目及び希望日をご記入下さい。

【 奉納希望日 】 平成 26 年 月 日()

【 奉納市出店希望日 】 平成 26 年 月 日()・日()

※奉納日・奉納市出店につきましては調整させていただきますのでご了承下さい。

【 貴社情報 】 貴社の奉納回数()回 / 前回奉納 平成()年()月()日	伊勢商工会議所・商工会 招待:		TEL:	
事業所	事業所名 (HPF)	番号 (HPF)		
	代表者名 (HPF)	代表者 役職 (HPF)		
	住所 (HPF)			
	TEL () - () - ()	FAX () - () - ()		
	HPF Web 代表 E-mail			
担当者	氏名	所属・役職		
	携帯電話	携帯番号 E-mail		
奉納予定品名 (3種類まで)	1. _____			
	2. _____			
	3. _____			
奉納予定品 画像	エントリーシートに添付印刷できない場合は写真又は写真を伊勢商工会議所まで郵送願います。			

※宛先の連絡は、貴社の事業内容のわかる資料(会社案内・パンフレット)等の添付をお願いします。

上記事業所を伊勢神宮外宮奉納に推薦いたします。
平成 年 月 日

伊勢商工会議所・商工会 役職: _____ 氏名: _____ 印

<外宮奉納市エントリーシートについて>

「外宮奉納市」は、伊勢商工会議所の主催する「外宮奉納」をされた方のための市です。

過去1年以内に奉納された奉納事業者の方々が、出店エントリー可能。外宮奉納市は出店ブース数に限りがあります。応募者多数の場合、抽選となりますので予めご了承ください。(MAX23 テント 45ブース)

<奉納市出店希望日について>

出店希望日をご記入ください。

<前回奉納日について>

過去何回奉納したのか、前回はいつ奉納したのかをご記入ください。今回が初の場合は、初とご記載いただき、希望している奉納日を入れてください。

<貴社情報について>

奉納のエントリーシートと一部重複しておりますが、両方参加を希望される事業所は、両方ご記入をお願いします。

Page 2 (026/03)

【 奉納市出店情報票 】

【 留意事項 】「外宮奉納市」は、伊勢商工会議所の主催する「外宮奉納市」をされた方のための市です。奉納市当日に奉納された事業者の方が、市の出店にエントリーすることができます。応募者多数の場合は抽選となります。外宮奉納市では「奉納品」と同じ高さを販売していただきます。また、事前に販売希望リストを提出し、出店が許可された自社製品であれば、奉納品と併に販売することができます。販売費のあるPB商品は販売不可です。応募を棄とする事業者の名を附する市ですので、ご理解頂きますよう、宜しくお願い致します。なお、奉納品以外の品を販売する際は、奉納した品がお客様にいつまでもあるのが付かるよう、奉納品に「奉納シール」を必ず貼って販売してください。

【奉納市販売予定商品リスト】 両面表の順、奉納された商品には必ず奉納シールを貼ってください！

- ※ 市にて販売する可能性のある商品は、全てご記入お願いします。市で販売できるのは、抽選結果にて認められた自社製品のみとなります。
- ※ 業種・販売方法の異なる場合は、それぞれについてご記入下さいますようお願い致します。
- 例) ラッシャー (電動) (約2000円) など
- ※ シートに書き付けできない場合は、写真または現物を伊勢商工会議所にお送りください。
- ※ 出店料は市費のみ発生費発生代等別途をご負担頂きます。

奉納市出店情報ブース数 ()ブース	1ブース=半デント (幅約2.7m×奥行約2.7m) 全2日間 ※ 1ブース=幅約3m (約5.4m) ×奥行1.5m (約2.7m) 出店料: 1ブース22,000円 (初日のみ30,000円)
-----------------------	--

奉納品				
	商品名	原価	商品写真	備考
1				
2				
3				

奉納品以外				
1				
2				
3				
4				
5				

<市販売予定商品リストについて>

原則、奉納品を販売するための市になります。但し、当エントリーシートで事前に申請して頂き、当所委員会にて許可された自社製品 (PB 商品含む) は、販売可能です。その際は、**お客様が奉納品と区別がつくよう、奉納品に「奉納シール」を必ず貼付ください。**

事前申請のない商品は、当日販売を許可することができませんので、あらかじめ販売の可能性のある商品は全て申請してください。

備考欄には、商品の受賞歴、取得資格、規格などをご記入ください。

Page 3 (026/03)

奉納品		※市会場にて商品の紹介をさせていただきます。商品について下記にご記入下さい
	商品名	商品説明
1		
2		
3		

奉納品以外		※市会場にて商品の紹介をさせていただきます。商品について下記にご記入下さい
1		
2		
3		
4		
5		

【外宮奉納市チラシ記載記入欄】

外宮奉納市チラシ作成にあたり、ご希望の事業者名(屋号)、記載希望商品をご記入ください。

事業者名(屋号)	記載希望商品

※記載可能文字数は、事業者欄は正体で10文字、長体で15文字、出品物欄は正体で12文字、長体で18文字(2段にすれば最大36文字)が目安です。文字数がこれを越える場合はご削除ください。

<市販売商品説明について>

奉納市当日にMCがお店を回り、皆様の商品の紹介などをさせていただきます。その際、商品についてPRしたいこと等をご記入ください。

<外宮奉納市チラシ記載記入欄について>

奉納市のチラシを作成するにあたり、裏面に事業所名、取り扱い商品を記載させていただきます。

記載可能文字数は、事業者欄は正体で10文字、長体で15文字以内に収めてください。

出品物欄は正体で12文字、長体で18文字(2段にすれば最大36文字)が目安です。

文字数に限りがありますので、記載して欲しい商品に絞ってご記入ください。

文字数が上記を越える場合はご相談ください。

(5) 参加の可否が決定したら、伊勢商工会議所より申込書が届きます。そこで、改めて詳細について記載した申込書を伊勢商工会議所まで提出して下さい。

Page3(025.06)

【電化製品、及び火器類の使用許可申請】
※電気使用量に限りがあるため、小さな物でも事前に申請下さい。
 ※申請された電気容量以上のご利用により発生したトラブルの責任は負いかねますのでご注意ください。

品名	()	YXX()	JAX()	JY	個	容量：100W()
仕様						
品名	()	YXX()	JAX()	JY	個	容量：100W()
仕様						
品名	()	YXX()	JAX()	JY	個	容量：100W()
仕様						
合計：A()		B()		C()		
【火器類の使用】		有 / 無		使用する火器 ()		
※火器類ご使用の事前申請は必ず、消火器の設置をお願いします。						
スタンプラリー抽選会景品・提供品						
品名	数量	提供(伊勢市側)	特記事項			
合 計						

<電化製品、及び火器類の使用許可申請>

電気使用量に限りがある為、小さな電気製品でも事前にお知らせください。V数、W数は電気製品の裏面に記載があると思いますので確認をお願いします。

申請された電気容量以上のご利用により生じたトラブルの責任は負いかねますのでご注意ください。

火器類をご使用される場合もこちらの欄に記入をお願いします。火器類使用に際しましては、必ず消火器の設置をお願いしておりますので宜しくお願いします。

<スタンプラリー抽選会について>

「外宮奉納」「外宮奉納市」参加事業者の商品 PR と市への集客・販促を目的として「スタンプラリー抽選会」を予定しております。つきましては、任意ではありますが抽選会の景品となる貴社商品提供のご協力をよろしくをお願いします。

<規約同意欄>

外宮奉納市に参加される事業者様は、必ず参加要項の規約欄を確認して頂き、同意欄に署名、捺印をお願いします。

Page4(025.06)

【外宮奉納市販売品目】
※エントリーシートにご記入頂いた品、変更がある場合のみご記入ください。

品名	内容	販売数量
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

【注意事項】
※【外宮奉納市】では、申請されたものと同等品以上の品も販売可能です。但し、お客様に迷惑を考えないように、申請品と異なるため、商品は申請されたものには、申請品シールの貼付を必ずお願い致します。(025.04)
 ※なお、受付での事前費用等のお支払いは貴社が予定されますのでご注意ください。事前にお読みをお願いします。

以上

<外宮奉納市販売品目>

事前にエントリーシートに記載頂いた、外宮奉納市販売品目に変更がある場合のみご記入ください。

<PR イベント応援郷土芸能披露について>

外宮奉納市の会場にて、伊勢からは伊勢音頭の披露等を予定しておりますが、地域の PR タイム（ミニイベント等）や郷土芸能、太鼓の披露等希望される場合は、申込書にその旨ご記入ください。改めて打合せさせていただきます。

「伊勢神宮外宮奉納市」への参加規約

(名称)

第1条 当所の主催する「外宮奉納」に、一年以内に参加した事業者（「伊勢神宮外宮奉納」への参加規約第14条に定められる事業者）のみが出店できる市を、「伊勢神宮外宮奉納市」という。
（以下「外宮奉納市」という）

(目的)

第2条 伊勢商工会議所が外宮前にて「外宮奉納市」を開催することで、志の高い奉納者と神宮の参詣者と伊勢市民とを繋ぎ、「真面目で正直なものづくり」を支持する人々のコミュニティを作ることで、外宮前の活性化に寄与する。

第3条 当規約は、上記の目的を達成するため、当所の事業である「外宮奉納市」への参加に際し、遵守すべき事項を定めるものである。

(運営母体)

第4条 「外宮奉納市」の企画運営は、その一切を当所に属する外宮奉納委員会に委ねる。（以下「委員会」という）

(外宮奉納市へのエントリーについて)

第5条 一年以内に外宮奉納した奉納事業者のみが、外宮奉納市に参加エントリーすることができる。

第6条 参加エントリーは、所定のエントリーシートに必要事項を記入し、推薦団体を通じて提出しなければならない。

第7条 「外宮奉納市」への事前審査（参加エントリー）の申請があった場合、委員会は当該事業者の参加の可否について、審査の上決定する。この場合、委員会は条件を付帯した上で参加を許可することができる。結果は委員会より、推薦団体に通知され、推薦団体より事業者に通知される。通知される審査結果は、最終判定であり一切の異議申し立ては受け付けない。

(外宮奉納市)

第8条 外宮奉納市への参加にあたっては、「外宮奉納市参加要項」に記載される内容を遵守すること。

第9条 原則、推薦団体の代行販売以外、奉納事業者以外の外宮奉納市出店は認めない。（地域PRブース等を除く）

第10条 事前審査への申請書類の記載内容が事実と異なることが判明した場合、委員会は、当該事業者の「外宮奉納」への参加を許可を取り消すことができる。

第11条 第7条に基づく参加許可決定後から「外宮奉納市」開催までの間に、参加事業者は、外宮奉納市出店者として相応しくない言動があった場合、委員会は、当該事業者の参加の許可を取消すことができる。この場合、出店に係る手数料その他費用の返還は行わない。

第12条 参加事業者が、事前審査への申請書類の記載内容と異なる行為を行ったことにより、第三者に損害が生じた場合には、当該参加事業者において誠実に対応し、賠償責任を果たさなければならない。この損害に関し、当所が第三者に賠償をした場合、当所は当該参加事業者に対し、その全額を求償することができる。

第13条 参加事業者は、「外宮奉納市」出店の準備・運営・撤収において、自己の責任により、提供する品物、備品、人員等の管理を行わなければならない。特に、ガス、オイル等引火性物質及びこれを利用した火器類の取り扱いについては細心の注意を払い、事前にその危険性、使用方法、取扱上の注意事項を出店に係るスタッフ全員に周知徹底しなければならない。参加事業者の上記管理に係る故意・過失により、第三者に損害が生じた場合には、当該参加事業者において誠実に対応し、賠償責任を果たさなければならない。この損害に関し、当所が第三者に賠償をした場合、当所は当該参加事業者に対し、その全額を求償することができる。

第14条 参加事業者の前条の管理に係る故意・過失により、会場施設その他当所の備品に損害が生じた場合には、参加事業者は、その補修費用を負担する。

第15条 参加事業者は、出品する品物の中に、「外宮奉納品」（外宮奉納を実施した品物をいう。）と、それ以外の品物が混在する場合には、必ず、「外宮奉納品」に「奉納証ラベル」を貼付して販売しなければならない。

第16条 出店に係るスタッフは、参加事業者が手配するものとする。参加事業者は、「外宮奉納市」出店のために雇用したアルバイトスタッフのみで、運営を行ってはならない。店舗には、やむを得ない場合を除き、アルバイト以外の参加事業者専属の従業員が一人以上常駐しなければならない。

第17条 その他禁止事項

- ① 事前に提出する販売予定リストにない品物の販売
- ② 参加事業者に製造責任、販売責任がない品物の販売
- ③ 社会通念上不適当、又は、法令に抵触する品物の販売、備品の使用及び行為

第18条 参加事業者が、当所の指示に従わず、又は、第8条から前条の規定に違反した場合には、当所は、当該参加事業者に対し、即時退場その他必要な措置をとることができる。この場合、出店に係る手数料その他費用の返還は行わない。

第19条 中止について

- ① 天候その他やむをえない事情により外宮奉納市を事前又は開催途中で中止することがあり、その判断は当所が行う。この場合、出店に係る手数料その他費用の返還は行わない。
- ② 当日の天候その他運営の都合により、開催時間が変更される場合がある。また、必要に応じ待機要請することがある。
- ③ 外宮奉納市が中止となったことにより生じた損害について、当所は一切責任を負わないものとする。

（各地域PRイベントについて）

第18条 会場内において、地域のPR等のイベントを行う希望があれば、事前に主催者に企画書を提出すること。開催については委員会にて協議の上決定する。

（その他）

第19条 この規定で定めるものの他に必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

本規約は平成25年11月1日から実施する。

